

議 会 改 革 推 進 委 員 会  
中 間 答 申 ( 案 )

令 和 8 年 〇 月 〇 日

小 田 原 市 議 会  
議 会 改 革 推 進 委 員 会



## 議会改革推進委員会における検討の経過と結果

小田原市議会議長

井上昌彦様

議会改革推進委員長

大川 裕

本市議会は、議会改革制度の推進に努め、諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行うことを目的に、令和7年7月14日に本委員会を設置した。

同日開催した委員会においては、「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」及び「市民に分かりやすい議会」を確立していくに当たり、議長から、議長及び「その他、議会改革に関すること」として各会派及び無会派議員、議会局からの提案案件についての諮問を受けた。

そこで、本委員会では、議長からの諮問事項を検討の対象とするとともに、各会派等から諮問事項に即した議会改革の検討項目の提案を受け、その提案項目について協議することとした。

この度、議会改革推進委員会において調査・検討を行った項目のうち、中間答申とすべきとした項目の協議が終了したので、下記のとおり報告する。

### 記

- 1 設置経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 2 検討項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- 3 開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
- 4 検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12ページ
- 5 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20ページ

# 1 設 置 経 過

## (1) 目 的

本市議会における「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」、及び「市民に分かりやすい議会」を確立していくに当たり、本市議会の諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行うことを目的として、「議会改革推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

## (2) 委 員

委員長	大	川	裕
副委員長	鈴	木	敦子
委員	楊	隆	子
同	武	松	忠
同	大	川	晋作

## (3) 設置期間

推進委員会の設置期間は、令和7年7月14日から協議終了までとする。

## (4) 所管事項

推進委員会は、広く議会の意見を取りまとめ、以下の事項について議長に答申及び提言を行う。

### ア 調査検討事項

(ア) 議長から諮問された事項

(イ) その他議会改革を推進するために必要な事項

## (5) 実効性の確保

推進委員会は、議長への答申及び提言を行うに当たり、できるだけ具体的な方策を明示するとともに、各種調整を経ることにより、答申事項の原則実施に向けて取り組むものとする。

(6) 作業スケジュール

推進委員会の作業スケジュールは、別途調整するものとする。

(7) 調査検討事項の委任

調査検討事項の具体的実施方法については、必要に応じ各委員会等へ委任することができるものとする。

(8) 予算対応

調査検討事項の内容により、新たに予算を要求する必要がある場合には、令和9年度予算要求以降に行うものとする。

(9) 調査検討事項の取りまとめ

議長に対し最終答申を含む取りまとめ結果を報告するものとする。ただし、推進委員会において、速やかに実施すべきと判断した場合には、必要に応じて議長あて中間答申を行うものとする。

## 2 検討項目一覧

### (1) 提案案件一覧

提案者	No.	案件名
議長	1	議員定数について
	2	会派制のあり方について
	3	小田原市議会災害対策対応規程の見直し
公明党	4	災害発生時議員行動マニュアルの作成
	5	市議会ホームページの充実
誠和	6	修正案（議案）に対する質疑について
誠新	7	常任委員会における効率的な質疑について
	8	予算特別委員会における資料請求について
志民の会・ミモザ りっけん	9	議会基本条例の検証と運用の改善
	10	会派の構成要件の見直し
	11	「休日・夜間議会」開催の検討
	12	行政視察の在り方を見直し
	13	議会役員を選出方法の見直し
維新の会・次世代 おだわら	14	政務活動費の見直し（タブレット導入による政務活動費の見直し）
	15	委員外議員の発言について
	16	無会派議員の予算、決算特別委員会への参加について
	17	議員に対する議員の質疑について

提案者	No.	案件名
岩田泰明（無会派）議員	18	視察費・政務活動費・歳費などの廃止・削減を優先させた定数議論
	19	会派制の廃止まで含んだ会派要件緩和（一人会派を認める）
議会局	20	予算特別委員会の効率的な運営（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見のあり方）
	21	デジタル化の推進（一般質問通告・議会手続・傍聴資料）
	22	一般質問通告の見直し（提出時間・質問順の決定方法）
	23	討論の見直し（通告制）
	24	会議録の暫定版発行

（２）検討項目一覧（提案案件一覧を体系化したもの）

区分	項目	検討項目	No.	案件名
（１）公正で市民に開かれた議会	議員定数	1 議員定数について	1 18	議員定数について（議長） 視察費・政務活動費・歳費などの廃止・削減を優先させた定数議論（岩田議員）
	会派制	2 会派制の在り方について	2 10 19	会派制のあり方について（議長） 会派の構成要件の見直し（志民） 会派制の廃止まで含んだ会派要件緩和（一人会派を認める）（岩田議員）
		3 無会派議員に対する対応について （予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）	16 15	無会派議員の予算、決算特別委員会への参加について（維新） 委員外議員の発言について（維新）
	政務活動費	4 タブレット導入による政務活動費の見直しについて	14	政務活動費の見直し（タブレット導入による政務活動費の見直し）（維新）

区分	項目	検討項目	No.	案件名
(2) 市民参加の 機会の 拡充	議会基本 条例 (議会 報告会 等)	5 議会報告会について	9	議会基本条例の検証と運用の改善(志民)
	休日・夜 間議会	6 休日・夜間議会について	11	「休日・夜間議会」開催の検討(志民)
(3) 行政監視機能 の強化	本会議	7 一般質問通告の見直し について (提出時間・質問順の決定 方法)	22	一般質問通告の見直し(提出時間・質問 順の決定方法)(議会局)
		8 討論の見直しについて (通告制)	23	討論の見直し(通告制)(議会局)
		9 質疑について (議員に対する議員の質 疑、修正案(議案)に対す る質疑、常任委員会におけ る効率的な質疑)	17 6 7	議員に対する議員の質疑について(維新) 修正案(議案)に対する質疑について(誠 和) 常任委員会における効率的な質疑につい て(誠新)
	委員会	10 行政視察の在り方の見 直しについて	12	行政視察の在り方の見直し(志民)
	予算特 別委員 会	11 予算特別委員会の効率 的な運営について (説明の簡略化、充実した 資料の提出、個別審査にお ける意見の在り方、資料請 求)	20 8	予算特別委員会の効率的な運営(説明の 簡略化、充実した資料の提出、個別審査 における意見のあり方)(議会局) 予算特別委員会における資料請求につい て(誠新)
		本会議・ 委員会	12 会議録の暫定版の発行 について	24
	(4) 市民に 分かり やすい 議会	災害対 応	13 市議会災害対応につい て	3 4
デジタ ル化		14 デジタル化の推進につ いて (一般質問通告・議会手 続・傍聴資料)	21	デジタル化の推進(一般質問通告・議会 手続・傍聴資料)(議会局)

区分	項目	検討項目	No.	案件名
(4) 市民に 分かり やすい 議会	ホーム ページ	15 市議会ホームページの 充実について	5	市議会ホームページの充実（公明党）
	議会役 員選出 方法	16 議会役員の選出方法の 見直しについて	13	議会役員の選出方法の見直し（志民）

### 3 開催状況

開催日	協議事項
(第1回) 令和7年7月14日	1 協議事項 (1) 委員長の互選について <hr/> (1) 副委員長の互選について (2) 座席の指定について (3) 今後の進め方について (4) 検討項目について (5) 次回の開催日程について
(第2回) 令和7年9月10日	1 協議事項 (1) 検討項目の割り振りについて (2) 今後のスケジュールについて (3) 検討項目について ア 議員定数について イ タブレット導入による政務活動費の見直しについて ウ 休日・夜間議会について エ 会議録の暫定版の発行について オ 議会役員の選出方法の見直しについて (4) 次回の開催日程について
(第3回) 令和7年10月23日	1 協議事項 (1) 検討項目について ア 議員定数について イ タブレット導入による政務活動費の見直しについて

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 休日・夜間議会について</li> <li>エ 会議録の暫定版の発行について</li> <li>オ 議会役員を選出方法の見直しについて</li> <li>カ 議会報告会について</li> <li>キ 行政視察の在り方を見直しについて</li> <li>ク 市議会災害対応について</li> </ul> <p>(2) 次回の開催日程について</p>
<p>(第4回) 令和7年12月19日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 検討項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 議員定数について</li> <li>イ 議会報告会について</li> <li>ウ 行政視察の在り方を見直しについて</li> <li>エ 市議会災害対応について</li> <li>オ 会派制の在り方について</li> <li>カ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）</li> <li>キ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）</li> </ul> <p>(2) 今後の開催日程について</p>
<p>(第5回) 令和8年1月30日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 検討項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 議員定数について</li> <li>イ 議会報告会について</li> <li>ウ 市議会災害対応について</li> <li>エ 会派制の在り方について</li> <li>オ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別</li> </ul>

	<p>委員会への参加、委員外議員の発言)</p> <p>カ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）</p> <p>(2) 中間答申（案）について</p>
--	---

### 【第1回 議会改革推進委員会】

- ・この委員会では、「委員長・副委員長の互選」、「座席の指定」、「今後の進め方」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・本委員会を開催していくに当たっての「議事における決定方法について」、「代理議員の出席について」、「本委員会の傍聴について」、「市議会ホームページによる委員会の事前周知について」、「委員会議事録・映像配信の取り扱いについて」及び「委員外議員の発言について」の協議を行った後、議長が、「本委員会への諮問事項」及び「本委員会の活動の考え方」についての説明を行った。
- ・議長、各会派（無会派議員を含む）及び議会局の提案案件について、各々内容を説明するとともに、提案案件の体系化についての協議を行った。

### 【第2回 議会改革推進委員会】

- ・この委員会では、「検討項目の割り振り」、「今後のスケジュール」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「検討項目の割り振りについて」では、16の検討項目のうち、「一般質問通告の見直しについて（提出時間・質問順の決定方法）」、「討論の見直しについて（通告制）」及び「質疑について（議員に対する議員の質疑、修正案（議案）に対する質疑、常任委員会における効率的な質疑）」を議会運営委員会に、「市議会ホームページの充実について」を議会広報広聴常任委員会に詳細協議を依頼することに決定した。
- ・「今後のスケジュールについて」では、第3回目以降の委員会は、約2か月に1回のペースで開催予定であり、令和7年度末まで詳細協議を進めるが、必要に応じて令和8年4月以降も継続すること、年明けには中間答申を、令和8年度には最終答申を提出す

る計画であること、第3回目以降の委員会については、複数の検討項目を各会派で事前に配付された調査票をもとに協議し、委員会内で意見を共有し詳細協議により方向性を決定していくことの説明を行った。

・「検討項目について」では、「議員定数について」、「タブレット導入による政務活動費の見直しについて」、「休日・夜間議会について」、「会議録の暫定版の発行について」及び「議会役員の選出方法の見直しについて」の5件について、各検討項目の従前での検討経緯、現状や課題等を記載した資料や県内他市状況の資料を基に、書記から説明を行うとともに、次回から、検討項目の具体的な協議に入るに当たり、各会派の考え方を聞くため、調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

### 【第3回 議会改革推進委員会】

・この委員会では、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。

・「検討項目について」では、前回調査票を配付した5件の諮問事項について協議を行い、「タブレット導入による政務活動費の見直しについて」、「休日・夜間議会について」、「会議録の暫定版の発行について」及び「議会役員の選出方法の見直しについて」は方向性を決定し、「議会報告会について」、「行政視察の在り方の見直しについて」及び「市議会災害対応について」の3件について、各検討項目の従前での検討経緯、現状や課題等を記載した資料や県内他市状況の資料を基に、書記から説明を行うとともに、次回から、検討項目の具体的な協議に入るに当たり、各会派の考え方を聞くため、調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

### 【第4回 議会改革推進委員会】

・この委員会では、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。

・「検討項目について」では、継続協議の「議員定数について」及び前回調査票を配付した3件の諮問事項について協議を行い、「行政視察の在り方の見直しについて」は方向性を決定し、「会派制の在り方について」、「無党派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）」及び「予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）」の3件について、各検討項目の従前での検討経緯、現状や課題等を記載した資料や県内他市状況の資料を基に、書記から説明を行うとともに、次回から、検討項目の

具体的な協議に入るに当たり、各会派の考え方を聞くため、調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

### **【第5回 議会改革推進委員会】**

- ・この委員会では、「検討項目」及び「中間答申（案）」についての協議を行った。
- ・「検討項目について」では、継続協議の「議員定数について」、「議会報告会について」、「市議会災害対応について」及び前回調査票を配付した3件の諮問事項について協議を行った。
- ・「中間答申（案）について」では、中間答申（案）について書記から説明を行うとともに、各会派の考え方を聞くため、各会派持ち帰りとした。

## 4 検 討 結 果

### (1) 中間答申すべき検討項目

- ア タブレット導入による政務活動費の見直しについて・・・①
- イ 休日・夜間議会について・・・②
- ウ 行政視察の在り方の見直しについて・・・③
- エ 会議録の暫定版の発行について・・・④
- オ 議会役員の選出方法の見直しについて・・・⑤

### (2) 中間答申以外の検討項目

- ア 議員定数について
- イ 会派制の在り方について
- ウ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）
- エ 議会報告会について
- オ 一般質問通告の見直しについて（提出時間・質問順の決定方法）
- カ 討論の見直しについて（通告制）
- キ 質疑について（議員に対する議員の質疑、修正案（議案）に対する質疑、常任委員会における効率的な質疑）
- ク 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）
- ケ 市議会災害対応について
- コ デジタル化の推進について（一般質問通告・議会手続・傍聴資料）
- サ 市議会ホームページの充実について

※ゴシック体が中間答申すべき検討項目

## 検討項目 ① タブレット導入による政務活動費の見直しについて

### (1) 現在に至るまでの経緯等

政務活動費については、地方自治法の規定に基づき、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議員に対し交付することが条例で定められている。このことは、市民の負託を受けた議員が適切に任務を遂行するために定められたものだが、市民の関心度が高く、説明責任を果たすことが重要であり、本市議会としての考え方を示す必要がある。

そこで、現在のところ明確な按分率や上限額の定めがない「インク・トナーカートリッジ」及び「FAX使用料」について、検討することとした。

### (2) 主な意見

**(第2回委員会)** ※調査票により各会派持ち帰りとした。

○インク・トナーカートリッジ

・特になし

○FAX使用料

・特になし

**(第3回委員会)**

○インク・トナーカートリッジ

**【按分率の設定は必要とする意見】**

・議会の資料を出すということにほとんど使っていない。

**【按分率の設定は不要とする意見】**

・特になし

**【上限額の設定は必要とする意見】**

・月額金額が多かった場合、上限があったほうがいいのかと思ったが、他の会派が「無」ということであれば、それはそれで構わない。

【上限額の設定は不要とする意見】

・複合機で一体となって契約している、または、インクや枚数によって支払っている、あるいは、無くなったらインクだけ補給されるというような様々なパターンの契約があるので、統一的に出すのはなかなか難しいのではないかと。

○FAX使用料

【按分率の設定は必要とする意見】

・議会からの連絡にFAXはほとんど使われていないが、議会活動としてFAXを利用している議員がいるのであれば「有」で良いのではないかと。

・どうしてタブレット導入になったのかと考えたとき、やはりFAXなどをできるだけ使わない方向にしていくことが元々の意味だと思っている。ただし、現状使うこともある。

【按分率の設定は不要とする意見】

・FAXと電話が一緒になっていたり、FAXだけであったりするから、そもそも政務活動費に入れなくてもいいのではないかと。

【上限額の設定は必要とする意見】

・特になし

【上限額の設定は不要とする意見】

・特になし

(3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、インク・トナーカートリッジ及びFAX使用料ともに、按分率設定は「有」。按分率は「50%」、上限額設定は「無」との結論に至った。

## 検討項目 ② 休日・夜間議会について

### (1) 現在に至るまでの経緯等

本市議会では、本会議及び委員会については、平日開催が基本となっている。

休日・夜間議会の開催は、インターネット配信の定着とともに、全国的に減少傾向であるが、現役世代などの傍聴が困難な状況であることから、多様な市民が議会に関わる機会を創出するため、休日や夜間の本会議・委員会開催について検討することとした。

### (2) 主な意見

(第2回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

- ・特になし

(第3回委員会)

#### 【実施すべきとする意見】

- ・1人でも多く市民の方に、リアルな場で議会の在り方を見てもらうことが必要である。働き方改革もあるが、夜間議会をやめたところが、コロナ禍がきっかけということもあったと思われるため、コロナが収まっている今、平日の場合、働いている方もいるため、夜間開催をすべきである。

#### 【実施すべきでないとする意見】

- ・YouTube配信もしており、いつでもどこでも確認できる状況である。また、夜間や休日の開催は、職員の時間外勤務等の手当、警備や照明などの追加のコストが発生する。まだまだ市民の関心が把握できていない。
- ・働き方改革を考える上で、考慮しなければいけないと思う。全国的に見ても、実施していたけどやめてしまったところも多い状況を考え合わせると、やはり現状維持で良いのではないか。

### (3) 検討結果

実施すべきとの意見もあったが、実施すべきでないとの意見が多数であったこと

から、実施すべきでないとの結論に至った。

## 検討項目 ③ 行政視察の在り方の見直しについて

### (1) 現在に至るまでの経緯等

現在、「小田原市議会行政視察執行要領」において、視察の目的や視察地の選定、視察報告について規定しているが、視察の透明性と実効性を高めるとともに、政策提言に反映する仕組みを盛り込むことについて検討することとした。

### (2) 主な意見

(第3回委員会) ※調査票により各党派持ち帰りとした。

- ・特になし

(第4回委員会)

#### 【見直すべきとする意見】

・遠方等にこだわらず、内容重視に切り替える必要があるのではないか。また、オンライン視察の導入などを図ったら良いのではないか。今後、例えば、出産や子育て中である等の配慮すべき点も出てくると思われるため、ここで一度見直すべきであるとする。また、視察の成果を、例えば、報告会など分かりやすく市民に還元できる形になれば、より良いと思う。

#### 【現状維持とすべきとする意見】

・現状、各委員会の課題解決のヒントとなるテーマを模索し、正副委員長を中心に委員会メンバーでよく熟慮して、検討・決定している。視察後の委員の意見や実施報告を確認しても、非常に有効であり、価値のあるものになっていると思う。また、行政視察の性質上、現地に赴いて、見て、聞いて、感じることは非常に重要であって、規定の範囲内での現地視察を中心に実施することで良いと思う。

・行政視察の市政への反映については、各議員個人が行うべきである。また、例えば、常任委員会等で視察結果をもとに、ある程度政策をまとめるということに

なると、所管事務調査のような形をとることもあるので、細かい項目に対して行うのはなかなか厳しいのではないか。

### (3) 検討結果

見直すべきとの意見もあったが、現状維持とすべきとの意見が多数であったことから、現状維持とすべきとの結論に至った。

## 検討項目 ④ 会議録の暫定版の発行について

### (1) 現在に至るまでの経緯等

現在、録音媒体を業者に渡し反訳してもらうことに約1か月、反訳された内容を職員が校正することに約1か月かかるため、会議録公開までに約2か月かかっているが、委託業者から提出のあった初稿を使用する場合、会議の約1か月後に掲示が可能であるため、検討することとした。

### (2) 主な意見

(第2回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

・特になし

(第3回委員会)

#### 【発行すべきとする意見】

・どのように答えたか、また、他の方の質問について言われていたことなど、早くにいろいろ知りたい場面も多いが、議会局の負担が多くなってしまうと、考えていかなければならないと思う。

・暫定版であるので、完全版ではないとすれば、それほどに議会局の負担がないのではないか。

#### 【その他】

・遅くなった原因が、議会の質問者が増えたり、それぞれの一问一答で非常に会

議録の分量が増えていたりするなど、議員の中である程度考慮しなければいけないところもあるのではないか。

### (3) 検討結果

議会局から、「対象の会議は、本会議と3常任委員会、予算、決算特別委員会とする」、「校正前のPDFデータを、公式記録ではない暫定版として、議員と職員のみに対し、閲覧できるようにする」、「会議録がホームページに公開された後はデータを削除する」、「データ提供の目安は、原則、本会議が開催日の約16日後、委員会が開催日の約30日後とする」という条件であれば、負担は生じないとの説明を受け、議会局の説明の条件を付した上で、発行すべきとの結論に至った。

## 検討項目 ⑤ 議会役員の選出方法の見直しについて

### (1) 現在に至るまでの経緯等

現在、地方自治法により、正副議長の選出方法は選挙が義務付けられているが、選挙に際し行っている候補者の絞り込みは法的拘束力がなく、絞り込みをされた候補者が所信表明演説を実施しても、必ずしも選任されるものではない。

正副委員長の選任方法については、地方自治法上規定がなく、小田原市議会委員会条例により互選としており、議会選出監査委員の選出については、市長からの依頼（議会あて候補者の推薦依頼）を踏まえ、最終的に市議会として絞り込みを行い、市長へ推薦している。

議長選挙での所信表明演説に伴うマニフェスト配布、本会議場における公開、時間制限緩和の可否について検討するとともに、正副議長、議会選出監査委員及び正副委員長に誰を選出するかについて、新たに要件を設けるか検討することとした。

### (2) 主な意見

(第2回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

- ・特になし

### (第3回委員会)

#### 【見直すべきとする意見】

・所信表明の文書を事前に配ることは必要である。また、議員は市民の代表であり、その中の代表を選ぶということであるので、市民にも公開されるべきであると思う。さらに、委員会の委員長や副委員長においても、市民の代表である議員が皆、ある程度経験することが重要であると思う。

#### 【現状維持とすべきとする意見】

- ・役員は経験が必要だったり、経験を積む意味合いもあったりといろいろあるが、議会三役や正副委員長それぞれの役割で、そのときの状況に応じて選出が必要であると考えため、議会役員等の選出に要件を設けるべきではない。
- ・基本的には選挙で選ばれる、または、自薦他薦により結果的に多数決で選ばれるということであり、それ以上でもそれ以下でもない。
- ・現状がバランスのとれたやり方であると考え。

### (3) 検討結果

見直すべきとの意見もあったが、現状維持とすべきとの意見が多数であったことから、現状維持とすべきとの結論に至った。

## 5 参考資料

< 別紙参照 >

(1) 中間答申検討結果一覧・・・・・・・・・・別紙1

小田原市議会局

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話番号 0465-33-1761

FAX 0465-33-1760

1 中間答申 検討結果一覧

検討項目		結果
(1) タブレット導入による政務活動費の見直しについて	ア インク・トナーカートリッジ	(ア) 50%の按分率を設定し、上限額は設定しないとの結論に至った。
	イ FAX使用料	(ア) 50%の按分率を設定し、上限額は設定しないとの結論に至った。
(2) 休日・夜間議会について	—	(ア) 実施すべきでないとの結論に至った。
(3) 行政視察の在り方の見直しについて	—	(ア) 現状維持とすべきとの結論に至った。
(4) 会議録の暫定版の発行について	—	(ア) 議会局の説明の条件を付した上で、発行すべきとの結論に至った。
(5) 議会役員の選出方法の見直しについて	—	(ア) 現状維持とすべきとの結論に至った。